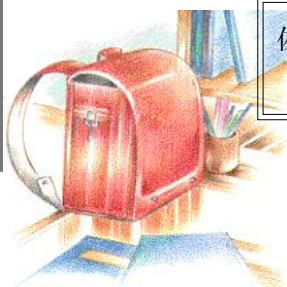


佐事研だより

佐賀県公立小中学校事務研究会
編集発行人 森 清隆



会員各位

会員の皆さま、いかがお過ごしでしょうか。この39号が皆様のお手元に届く頃には卒業式や卒業式準備等の真っ最中ではないでしょうか。「佐事研だより」も、39号をもって本年度の最後となります。1年間のご愛読ありがとうございました。

平成16年度 第4回理事研修会について (要旨)

第4回理事研修会が、1月18日（火）佐賀市の佐賀市立図書館で開催されました。内容を報告します。

1) 第3回理事研修会（9月14日）後の経過報告

事務局より第3回理事研修会後の報告がされました。その中で、義務教育費国庫負担制度堅持全国集会、県教委主催の学校事務の効率化・共同実施等の推進にかかる研修会、などの開催が報告されました。

2) 国庫負担制度の情勢

義務教育国庫負担制度の昨今の情勢について以下の報告がされました。

義務教育費国庫負担金については、今後2年間で総額8500億円が削減されることとなった。

また、義務教育費国庫負担金について、18年度予算は今秋の中央教育審議会の答申を踏まえて恒久措置を講じることとされた。 ポイントは、

- ・これまで約20年に渡って議論されてきた義務教育費国庫負担金問題は、来年度の決定が、恒久措置すなわち最終決定とされる可能性が高くなったこと。
- ・その恒久措置は、来年度秋の中央教育審議会の答申を踏まえるとされたことです。

来年度は、学校事務職員にとっての「命運をかけた年」になりそうです。

3) 第17回大会の反省

11月に行われた第17回大会についてアンケート結果を踏まえて以下の2点について今後への課題として話し合われました。

①講演のみでなく分科会、分散会形式も検討すること。

②時期は、最近の事務日程では10～11月よりむしろ12月の方がゆとりがあるようだが

① について⇒賛成の地区、反対の地区、中間の「やってみてもいいのでは」という地区もあり、各地区の意見は様々ようでした。課題としては、事務局、研修部の現在の陣容で分科会、分散会形式を行うには、各地区の支援が必要になる点です。

② について⇒「今のまま（11月）でよい」とする意見がほとんどでした。

4) 今後の運営、佐事研活動について、

①各専門部より

- ・研修部より・・・今年度の研修の経過報告と17年度のテーマ別研修会について報告されました。
- ・研究部より・・・中教審の「学校の組織運営に関する作業部会」における学校の運営組織のあり方についての作業部会の審議のまとめが公表されたことをうけて、それについて報告されました。
- ・調査広報部より・・・調査広報部についての活動が報告されました。

②今後の事務職員制度のあり方についての各地区等の主な意見

- ◆職務標準について ◆事務長の位置づけについて ◆共同実施について ◆手当認定権・情報オンライン等について

以上の4点について、これまでの議論の経過をふまえて県教委に提出する予定の要望書（案）が作成されました。この要望書（案）の要旨は、以下のようなものでした。

- 一、主事、主査、事務長というそれぞれの職位による役割区分の明確化を図る。
- 二、児童生徒理解や教育諸制度理解を促進する研修を求める。
- 三、中学校区単位等による連携を活用して、諸手当認定権限の委譲をすすめること
- 四、市町村立学校へ県費事務を処理するための情報機器の設置代替措置を求める。

この要望書（案）をめぐって議論が交わされました。各地区からの主な意見は以下の様なものでした。

- ・主事、主査、事務長という職名によって差をつけることは、全面的に賛成ではないが、公務員制度改革など、昨今の情勢を考えるとやむを得ない。
- ・改定された新しい職務標準をうまくイメージできない。
- ・もっと学校経営への参画を前面に打ち出してほしい。
- ・現在の事務職員のほとんどが事務長であるという現状との関連をどうするのか。
- ・研究団体である佐事研が処遇に関わるような要望を出すのはどうか。
- ・このようなものを出せばかえって当局に利用されはしないか
- ・もっと議論する時間が欲しい。

これに対し事務局より「これは、事務職員間の差別化を図ろうとするものではない。また処遇にかかわる要求をしているものでもない。職務の明確化を図ろうとするものだ。研究団体が要望できることには制限があり、枠を超えた要望はできないし、そのつもりもない。何らかのアクションを起こさなければ、改革は難しい。できるだけ早くこの要望書を提出したいと考えている。次回、3月の理事会で方向性を見出したい。そのための補足説明資料も配布したい。」との見解が示されました。

③新年度役員の選考について

新年度役員の選考について話し合いが行われ、会長より各会員に対して佐事研活動への積極的な参画が呼びかけられました。また市町村合併にともなう各地区理事の定数について議論がされました。

④佐事研セミナーについて・・・今年度は開催されません。

⑤その他

全事研の活動について報告が行われました。全事研では昨今の厳しい情勢から組織の在り方について根本的に考える時期に来ている。との考えから名称・目的並びに事業について、会員の範囲について、見直し

が行われていることが報告されました。

次回の理事研修会は、3/3に開催されます。

IN CANBODIA

武雄市市制50周年事業の一環として、11月18日～11月22日4泊5日の旅、一ノ瀬泰造氏の慰霊祭を兼ねて、始めて海外に飛び立ちました。一ノ瀬氏については皆様ご存知のことと思います。戦場カメラマンとして活躍。26歳の若さで・・・（プロフィールはインターネットで検索できます。ポルポトも）

まずは日程ですが、佐賀空港よりCANBODIA航空チャーター便で、アンコールワットのあるシェムリアップ空港へ直行。2泊し、一ノ瀬氏の慰霊祭に参加。世界遺産のアンコールワット・アンコールトムなどの遺跡を見学。2泊目の夜、シェムリアップ空港より首都プノンペンへ。なんとプロペラ機、所要時間40分。但し出発時間2時間の遅れ。翌朝、餛飩（ウドン）のシアヌークの仏舎利塔（お墓）・ポルポト時代の高校の校舎を改造し政治犯？を収容した獄舎などを見学。

※政治犯（読み書きの出来る人・すべての知識人など等）

その夜、プノンペンよりシェムリアップへ。これがなんと又2時間遅れ。しかし、酒好きの私には貴重な時間でした。シェムリアップより佐賀へ。5時間の行程（時差2時間）で無事帰国。（現地のビール大変うまかったです）

一ノ瀬氏の慰霊碑は水牛がのんびりと草を食んでる何もない広々とした草原にありました。現地の人に敬愛された一ノ瀬氏のお墓を、彼の国の人を守ってくれています。武雄市長をはじめ沢山の人が参拝をし、お別れをしてきました。生存しておられたら、56か57歳のはずです。30年以上の月日が過ぎました。

合 掌

アンコールワット（ヒンズー教）・アンコールトム（仏教）、深い深い森の遺跡（現在はそう見えませんが）壮大・華麗なレリーフ等々 先人の叡智の集大成を見せつけられ、圧倒されました。一見の価値は十分にあります。

餛飩では、シアヌークの仏舎利塔を暑い中40分程度歩いて回りました。途中の階段などに、物乞いをする老婆・幼児・対地雷で足を失くした人・団扇を持って私たちに風を送り、生活の糧を得んとする子ども達一杯・・・それに比べ、シアヌークの仏舎利塔（生前建立）の立派なこと。なんだ？なんだ？

プノンペンでのポルポト時代の高校の収容所では、説明を聞きながら背筋に冷たいものを感じました。自国民を虐殺した内戦、狂気の中で人間は、開高健が記したように、『大脳の退化した二足獣』に成り得るのだと・・・私の、数少ない頭の回路が、なぜだ？なぜだ？と今も回転しております。

今CANBODIAは、内戦が終わり復興への道を、遅々として目指しています。私には何も出来ません。祈るばかりです。

附記

内戦の傷が癒えない今、彼の国には、計り知れない底力を感じました。早朝の路上を覆う夥しいバイク・車・人・人・・・が、あわただしく走り回り、活力に満ちた市場には、豊穡たる土地から生まれた穀物・果物・肉・母なるメコンよりの恵みの魚介類が、ところせましと山積みされ、また 人・人・人・・・・・・・・

・・・

私は、この旅の中で市場が一番好きでした。生活が目の前でみれます。先進国では生・死・セックス等々が人の目から奥へ奥へと沈殿し見えなくなっておりますが、途上国では前述のものが道路際で見れると、これも開高が言っていました。まさに、そのとおりの光景をCANBODIAでは見る事が出来ました。

残像の中で、一番の印象は子ども達の、目の輝き・屈託のない笑顔・・・・これだけのものがあれば。サンバン君（私たちのガイドさん）の国は、必ずや、すばらしい国になると確信し祈念しております。

CANBODIAの旅を思うがまま記してみました。ハズカチイ

武雄市立朝日小学校 事務長 馬渡 君忠



ベトナム戦記 冒頭の寓話より

ある日、一匹のサソリが川へやってきた。川をわたろうと思ったがサソリは泳ぎを知らない。困ってあたりをさがしたら、草むらにカエルが一匹すわっていた。背なかのにのせて向こう岸へわたしてくれとたのみこんだら、カエルは、あんたはオイラを刺すからイヤだよといってことわった。「ばかだなあ、おまえ」サソリは笑った。「おいらは泳げねえんだからあんたを刺すはずがないじゃないか」人のよいカエルは考えなおし、そうかも知れないと思い、サソリをのせてやることにした。川をわたりはじめてまんなかあたりまでいったら、とつぜんサソリがカエルをプツリと刺した。二匹ともたちまちおぼれ、死んでしまった。おぼれながらカエルが水のなかから悲しげに叫んだ。「なんだってこんなことをするんだ」サソリが水のなかから悲し

げに叫んだ。「それが東南アジアなんだよ」



違いがわかりますか？法律用語

パソコンで「もの」と打つと「もの」のほかに「者」「物」などが出てきます。「者」というのは法律上の人格を有するものを表すのに使います。「者」には、自然人と法人とが含まれますが、それ以外の人格のない社団、財団は原則として含みません。

例：学校を設置しようとする者 就学困難と認められる者

「物」は、行為の主体である人に対して、行為の客体となる外界の一部をなす物件を示す場合に用いられます。

例：自己の所有に属する物 物が豊富に出回る

この二つに比べて「もの」は便利な言葉で、法令ではいろいろな意味で使われます。「もの」は、人格のない社団、財団その他の団体を表す場合、「者」又は「物」のある種の限定を説明する場合、その他「者」又は「物」に当たらない抽象的なものを指す場合、あるいは、これらのものと「者」又は「物」とを含めて指す場合に用います。

例：料理店、飲食店、旅館その他これらに類するもの

・・・である者で、・・・に該当するもの

正しいものと認められる 条例で定めるもの

「又は」と「若しくは」も、法令用語としてはよく使われる言葉です。「又は」は、いくつかの語句を単純に並列の形で選択的に結びつけるときに使います。

例：郵便又は電信 郵便、電信又は電話

ところが、同じ語句を選択的に結びつけようとする場合でも、意味のうえで、あるいは語句のつながりの

関係で単純に並列することができない場合は、「又は」と「若しくは」とを使いわけることになります。つまり「又は」を大きな接続に使い、その下の小さな接続には「若しくは」を使います。「A若しくはB又はC」ですと、「A・Bグループ」と「C」とが対置されていることになります。

例：(A若しくはa) 又は B

2年以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金

「及び」は、法令文でいくつかの語句を単純に並列の形で結びつけるときに使います。

例：国立学校及び公立学校 国立、公立及び私立の学校

ところが、結合される語句に意味の上で上下の関係があるときは、小さい方の接続には「及び」を使い、大きい接続には「並びに」を使ってその違いを明らかにするようにします。

例：(A及びa) 並びに (B及びb)

公立の中学校及び小学校並びに私立の高等学校及び中学校

例：(A及びa) 並びに B 並びに C

公立の中学校及び小学校並びに私立の高等学校並びに国公立の大学

参考：教育法規用語のはなし 下村哲夫 著

発行所：学陽書房

WindowsUpdate について

パソコンで、Windows Update の設定を自動更新にしていると、重要な更新プログラムとセキュリティ更新プログラムが自動更新できることはご存知だと思います。よって、更新時期についてはあまり気にしていませんが、マイクロソフトでは、月1回は更新する曜日が決まっています。

マイクロソフトの Windows Update は毎月第2水曜日に新しいセキュリティパッチが公開されます。ですから、「Windows Update なんて面倒だー」と思っている方は、毎月一度第2水曜日だけチェックしてもよいですね。ただし、緊急を要するセキュリティパッチは第2水曜日を待たずに、その都度公開されますので、月に1度はあくまでも最低ラインだと思ってください。ちなみに、3月の更新日は9日(水)、4月は13日(水)になります。気をつけてみてください。

※お断りとお礼

3月3日に開催されました第2回理事会(職免分)の報告は、時間の関係(「佐事研だより」の発行が3月8日のため)でできませんでした。何卒ご了承ください。詳細は次号で掲載する予定です。内容としては、鳥取県の情勢・県教委への要望書・来年度の地区割り変更と役員選出等です。詳しくは各地区理事様にお尋ねください。

この39号が本年度最後の「佐事研だより」になりました。会員の皆様にご満足頂けるものを発行できたかどうか……。来年度もよろしくお願いいたします。

調査広報部一同